医３２号

　　年　　月　　日

　福岡市保健所長　様

　　　　　　 主たる事務所の所在地

　　　　　　 医療法人名

　　　　　　　理事長名

**決算届**

　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日までの決算を終了したので、医療法

第５２条第１項及び同法施行規則第３３条の２の１２第１項の規定により届け出ます。

[添付書類]：各３部

１　財産目録［別紙32］

２　貸借対照表

①病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する新法の医療法人：［別紙34-1］

②病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する経過措置型医療法人：［別紙34-2］

③診療所のみを開設する新法の医療法人：［別紙34-3］

④診療所のみを開設する経過措置型医療法人：［別紙34-4］

３　損益計算書

①病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人：［別紙33-1］

②診療所のみを開設する医療法人：［別紙33-2］

４　事業報告書［別紙35］

５　関係事業者との取引の状況に関する報告書［別紙42］

　　※医療法施行規則第３２条の６に定める関係事業者との取引がない場合は書式内に「該当なし」と記載し提出すること

６　監事の監査報告書［別紙36］

（注）

１　貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。

２　提出は毎会計年度終了後３ヶ月以内に行うこと。

３　貸借対照表の純資産の額に変更があった場合には、登記事項の変更登記が必要であり、また、その際には、登記事項変更登記完了届（医３５号）を提出すること。

４　社会医療法人の場合、法第４２条の２第１項第１号から第６号の要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。

５　社会医療法人債を発行した社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

　　　①純資産変動計算書［別紙44］　②キャッシュ・フロー計算書

③附属明細表［別紙45-1、2、3、4、5］

　　　④法第４２条の２第１項第１号から第６号の要件に該当する旨を説明する書類

６　医療法人会計基準の適用及び外部監査の実施が義務付けられる医療法人の場合、貸借対照表及び損益計算書は、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人のものを使用すること。また、次の書類を添付すること。

①重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記［別紙43］

②純資産変動計算書［別紙44］

③附属明細表［別紙45-1、2、3、4、5］

④公認会計士又は監査法人の監査報告書

（参考）「医療法人における事業報告書等の様式について」（H19.3.30医政指発第0330003号）

　　　ア「新法の医療法人」

平成１９年４月１日以降に設立認可を申請した医療法人又は同日以降に、法人解散時の残余財産の帰属すべき者を、国若しくは地方公共団体又は他の医療法人等とする定款又は寄附行為の変更の認可を受けた医療法人

　　　イ「経過措置型の医療法人」

改正医療法附則第１０条第２項の規定により、当分の間、解散時の残余財産の帰属すべき者を、定款又は寄附行為の定めるところによりその帰属すべき者に帰属させることができることとされている医療法人